

報告第5号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

平成20年12月12日

三朝町長 吉田秀光

専決第 6 号

専決処分書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 180 条第 1 項の規定により、三朝町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成 20 年 10 月 20 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年三朝町条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(奉仕活動)</p> <p>第 5 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。</p> <p>(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成 14 年法律第 136 号)第 13 条第 1 項第 4 号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)</p> <p>(2) 及び(3) 略</p>	<p>(奉仕活動)</p> <p>第 5 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。</p> <p>(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成 14 年法律第 136 号)第 13 条第 1 項第 3 号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)</p> <p>(2) 及び(3) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。